

長野県告示第676号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社東急コミュニティー

(2) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

人権・男女共同参画課

長野県告示第677号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称

佐久穂町

調査地域

大日向23区、海瀬5区

調査期間

平成29年3月24日まで

農地整備課

長野県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般社団法人長野県猟友会

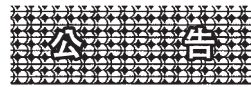
(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字中御所字岡田30番地16

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

森林づくり推進課
鳥獣対策・ジビエ振興室



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉工房オハナ

3 代表者の氏名

城村 義人

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部4491番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者の皆様に、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせるような家庭生活と、生き甲斐づくりのための自主的な就労および社会参加の機会を提供する事業を行い、生活に潤いと喜びの持てる豊で活力ある共生の地域社会づくりに貢献し、また、国際交流を通し、青少年とその家族の皆様に、広い視野と相互理解、助け合いの精神を知るための健全育成とその支援に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ佐久中央店
佐久市中込字大塚3020-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

氏名	代表者氏名	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
(有)和泉屋菓子店	阿部 真一	佐久市岩村田749
(有)フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

- 変更した年月日
平成28年11月10日
- 届出年月日
平成28年11月29日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKAYA LIFE PARK
岡谷市塚間町2-6696 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
東京センチュリーリース(株)	東京センチュリー(株)

- 変更した年月日
平成28年10月1日
- 届出年月日
平成28年12月8日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ戸倉店
千曲市大字戸倉字鎮守1919-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マツヤ
代表取締役 小磯 恵司

長野市大字北尾張部710-1

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となる日

平成26年10月20日

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

長野県中信平左岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月22日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

理事

新任

氏名	住所
川村 和良	松本市梓川梓1271番地3
樋口 由紀人	松本市梓川梓2851番地2
古野 彰久	松本市梓川上野2197番地
青柳 等	安曇野市三郷温1693番地
小穴 善彰	安曇野市三郷温5673番地
大倉 一康	安曇野市三郷小倉341番地
唐澤 健康	安曇野市堀金烏川5228番地
北林 芳正	安曇野市堀金烏川2315番地1

重任

氏名	住所
村瀬 定男	松本市梓川梓4484番地3
中田 平男	安曇野市三郷小倉3522番地1
降幡 俊一	安曇野市三郷小倉2367番地3
青柳 仁	安曇野市堀金三田3201番地
金盛 啓展	安曇野市穂高有明4068番地1
望月 重男	安曇野市穂高柏原2916番地
横山 一浩	安曇野市穂高8142番地15

退任

氏名	住所
倉田 勝功	松本市梓川梓835番地
鰐川 尚則	松本市梓川梓2778番地1
中村 林男	松本市梓川倭2000番地1
飯嶋 修一	安曇野市三郷明盛4017番地
竹岡 日和	安曇野市三郷温7300番地
中島 信男	安曇野市三郷温2470番地
北林 光司	安曇野市堀金烏川1131番地
齋藤 彰久	安曇野市堀金烏川5699番地1

監事

新任

氏名	住所
中村 林男	松本市梓川倭2000番地1
務 墓 功	安曇野市三郷温1530番地1

重任

氏名	住所
召田 倭伯	安曇野市穂高牧2298番地1

退任

氏名	住所
----	----

古野 彰久 松本市梓川上野2197番地
竹下 忠 安曇野市三郷小倉5322番地13

農地整備課

公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月22日

長野県北安曇地方事務所長 久保田 俊一

理事

新任

氏名	住所
吉田 理	白馬村大字神城11570番地1
北沢 孝一	大町市美麻20019番地
丸山 武彦	白馬村大字北城5039番地

重任

氏名	住所
中村 忠美	白馬村大字神城1035番地
南澤 章	白馬村大字神城57番地1
下川 信敏	白馬村大字神城22718番地1
田中 庄左門	白馬村大字神城24820番地
降旗 良昌	白馬村大字北城1239番地
下川 正剛	白馬村大字北城18399番地

退任

氏名	住所
宮田 登吉	白馬村大字神城18113番地2
宮田 権吉	大町市美麻20939番地15
丸山 正義	白馬村大字北城3020番地1153

監事

新任

氏名	住所
伊藤 房光	白馬村大字神城4231番地1

重任

氏名	住所
太田 雅敏	白馬村大字北城456番地
松本 喜美人	白馬村大字神城25531番地

退任

氏名	住所
横山 秋一	白馬村大字北城2303番地2

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

平成28年12月2日 長野県指令27都第100-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字二段236-1の内、236-1先の内、236-3、236-4の内、236-5、236-6、248の内、248先の内、249-1、249-3、250、251-1、251-2、251-2先、251-4、252-1、253-1の内、253-2、253-3の内、254の内、

255、256の内、258-1の内、字中島291-1の内、292-1の内、304-1、305-1の内、306の内、306-1の内、字後原307-1、308の内、308先の内、310の内、310先の内、312の内、316の内、316先の内、318の内、322-1、322-4、字西ノ沢345-2(第1工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号

東急不動産株式会社 代表取締役 植村 仁

都市・まちづくり課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成28年12月22日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能(普通)	平成29年1月23日(月) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成29年1月23日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成29年1月25日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大特)	平成29年1月24日(火) 午前9時から午後0時まで	
教習指導員審査	知識・技能(普通)	平成29年1月23日(月) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成29年1月23日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成29年1月26日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大特)	平成29年1月24日(火) 午前1時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、中型又は大特)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種、又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、中型又は大特)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種、又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を經由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証す

る書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成29年1月13日(金)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通)

19,650円

(4) 技能検定員審査(大特)

14,500円

(9) 技能検定員審査(中型)

23,450円

(イ) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通)

11,800円

(4) 教習指導員審査(大特)

9,400円

(9) 教習指導員審査(中型)

14,950円

(イ) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許課